

森と住まいのポイント事業

福島県産木材や森林認証材を使って住宅を建設(新築・増改築・購入)した方に、県の登録商品と交換できるポイントを交付します。(1ポイント1円相当)

1ポイント=1円

1ポイント1円相当で福島県産農林水産品や商品券と交換できます。

住宅の新築や増改築などを検討されている方へ

最大

40万円相当のポイントをプレゼント

福島県産木材を使うと

一般向け

20万ポイント

10万ポイント加算

30万ポイント

さらに森林認証材を使うと

被災者・避難対象者
県外移住者・子育て世帯

30万ポイント

10万ポイント加算

40万ポイント

森林認証材とは

森林認証制度に基づき、独立した第三者機関により適切な森林経営が行われていると認証された、県内の森林から生産された木材です。持続可能な森林経営に貢献する環境・社会・経済にやさしい木材です。



※交換商品写真はイメージです

募集期間 令和2年7月1日(水)～令和3年2月26日(金)
《先着順・最大240棟》

申請方法 ◎所定の申請書に記入し、窓口へ提出してください。
ホームページから申請書類がダウンロードできます。

交換商品 ◎県産品(農林水産品・加工食品・木材製品・工芸品・その他)
◎商品券(全国型・地域型)

詳しいポイントの交付条件や申請方法、交換商品については裏面をご覧ください.....>>>

ふくしまの未来を育む
森と住まいのポイント事業
問合せ・申請窓口

福島県木材協同組合連合会

〒960-8043 福島市中町5番18号(林業会館2階)
FAX 024-521-1308/E-mail info@fmokuren.jp

☎024-523-3307

※詳しくはホームページをご覧ください

福島県木連

検索



交付要件

- ◎福島県内に自ら居住するための木造住宅であること。
- ◎施工業者の主たる営業所は福島県内にあること。
- ◎令和2年4月1日以降に完成している住宅であること。
- ◎主要構造材(柱・梁・桁・土台)及び間柱^{※1}において、右表に定める量以上の福島県産木材を使用している住宅であること。
- ◎ポイント加算対象となる条件は、福島県産木材のうち右表に定める量以上の森林認証材を使用していること。
- ◎建築基準法等の関係法令に適合している住宅であること。
- ◎世帯員のいずれも過去に本事業によるポイントの交付を受けていないこと。^{※2}

■ポイントの交付対象となる住宅における県産材木材使用量
主要構造材(柱・梁・桁・土台)及び間柱(厚さ27mm以上のものに限る)

延べ面積	使用する県産木材の量	
		うち、ポイント加算となる森林認証材使用量
80㎡未満	4㎡	2.0㎡
80㎡以上95㎡未満	5㎡	2.5㎡
95㎡以上110㎡未満	6㎡	3.0㎡
110㎡以上125㎡未満	7㎡	3.5㎡
125㎡以上	8㎡	4.0㎡

※1) 厚さ27mm以上のものに限る。 ※2) 福島県森と住まいのエコポイント事業、ふくしまエコプラス住宅応援事業を含む。
※3) 木杭を用いて地盤補強を行う場合は、木杭を含めることができる。

申請期間

令和2年7月1日(水)～令和3年2月26日(金)

ポイント発行申請は、木造住宅建設等完了後に受け付けます。
なお、予算がなくなり次第終了となります。

[先着順]
最大240棟

申請方法

- ◎所定の申請書を作成し、窓口提出してください。

▼以下の窓口へ郵送または持参により提出してください。

福島県木材協同組合連合会

E-mail:info@fmokuren.jp

〒960-8043 福島市中町5-18(林業会館2階)

電話 024-523-3307

用紙の入手方法

- ①ホームページからダウンロード

- ◎福島県木材協同組合連合会ホームページ…<http://www.fmokuren.jp/>
- ◎福島県土木部建築指導課ホームページ…福島県トップページから「ふくしまの未来を育むポイント」で検索。

- ②窓口での受取り

下記お問い合わせ窓口にて受取り可能です。

交換商品

- ◎県産品(農林水産品・加工食品・木材製品・工芸品・その他)

福島県産の米、野菜、肉、魚、麺類・菓子・飲料・酒類・調味料・家具・木工品・家電製品など

- ◎商品券(全国型・地域型)

日本全国で使用できる旅行券・お食事券・お花券・すし券・お米券・地域限定で使用できる商品券など
(商品券との交換は、交付ポイントの50%が上限となります。)

お問い合わせ窓口

- ◎福島県木材協同組合連合会……………電話 024-523-3307
- ◎福島県土木部建築指導課……………電話 024-521-7528
- ◎県建設事務所……………(担当窓口は建築住宅課となります。)

[県北]024-521-2575 [県中]024-935-1462 [県南]0248-23-1636 [会津若松]0242-29-5461
[喜多方]0241-24-5727 [南会津]0241-62-5337 [相双]0244-26-1223 [いわき]0246-24-6134